

広島県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和四年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
第二小川歯科医院	尾道市高須町大新五〇五三番一号	令和四年五月一六日
原クリニック東広島	東広島市西条栄町二番二三号	令和四年五月三一日
穂山歯科医院	東広島市高屋町小谷三五一八番地三 号	令和四年五月一一日
井上内科医院	廿日市市大野一丁目八番五号	令和四年三月三一日
上野歯科医院	安芸高田市吉田町吉田一二一八番地	令和三年三月三一日
神石高原町立病院	二 神石郡神石高原町小島一七六三番地	令和四年四月三〇日
快生薬局	一 神石郡神石高原町小島一五〇一番地	令和四年四月三〇日